

熊本県漁業協同組合等監督指針

平成25年9月制定
(令和6年7月最終改正)

熊 本 県

○ 略語とその定義一覧

略称	略語定義
法	水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）
施行令	水産業協同組合法施行令（平成 5 年政令第 328 号）
施行規則	水産業協同組合法施行規則（平成 20 年農林水産省令第 10 号）
信用事業命令	漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成 5 年大蔵省・農林水産省令第 2 号）
施行規程	水産業協同組合法施行規程（平成 20 年農林水産省告示第 316 号）
平成 30 年改正法	漁業法等の一部を改正する等の法律（平成 30 年法律第 95 号）
水産庁監督指針	漁協等向けの総合的な監督指針（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）（平成 25 年 25 水漁第 341 号水産庁長官通知）
信用事業における監督指針	漁協系統信用事業における総合的な監督指針（平成 17 年金監第 807 号、16 水漁第 2697 号）
共済事業向け監督指針	漁協等の共済事業向けの総合的な監督指針（平成 20 年 19 水漁第 3957 号）
漁協	漁業協同組合
漁連	漁業協同組合連合会
組合	漁業協同組合、水産加工業協同組合
組合等	漁業協同組合、水産加工業協同組合及び漁業生産組合
全国連合会	法第 87 条第 8 項に規定する全国連合会
信用事業	法第 11 条第 1 項第 4 号、第 87 条第 1 項第 4 号、第 97 条第 1 項第 2 号の事業
共済事業	法第 11 条第 1 項第 12 号、第 93 条第 1 項第 6 号の 2、第 100 条の 2 第 1 項第 1 号の事業
JAS 法	日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）
独占禁止法	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）
個人情報保護法	個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
政府指針	企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について（平成 19 年 6 月 19 日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）
保護法ガイドライン	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成 28 年 11 月 30 日個人情報保護委員会告示第 6 号）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）

	(平成 28 年 11 月 30 日個人情報保護委員会告示第 7 号)、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(第三者提供時の確認・記録義務編)(平成 28 年 11 月 30 日個人情報保護委員会告示第 8 号)、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(仮名加工情報・匿名加工情報編)(平成 28 年 11 月 30 日個人情報保護委員会告示第 9 号)及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第 5 号)
漁協定款学習の手引き	漁協定款学習の手引き(平成 26 年 10 月、熊本県農林水産部団体支援課)

- 本監督指針は、漁業協同組合、水産加工業協同組合及び漁業生産組合を対象としている。
- また、取扱いが異なるものについては、文中の略語によって対象を限定している。(「漁協」、「組合」、「組合等」との書き分け。)
- なお、本監督指針は、水産庁監督指針の経過措置を適用するものとする。

目 次

I 基本的考え方	6
I-1 監督指針策定の趣旨	6
I-1-1 監督指針策定の趣旨	6
I-1-2 監督指針の位置付け	6
I-2 監督に関する基本的考え方	6
(1) 検査担当部署との適切な連携の確保	7
(2) 組合等との十分な意思疎通の確保	7
(3) 組合等の自主的な努力の尊重	7
(4) 組合等の事業内容や規模を踏まえた監督の実施	8
(5) 効率的・効果的な監督事務の確保	8
(6) 漁協の資源管理、漁業調整等の役割を踏まえた監督の実施	8
II 組合の監督上の評価項目	9
II-1 経営管理体制	9
II-1-1 経営目的の妥当性	9
II-1-2 業務及び執行体制	9
II-1-2-1 組合員資格の審査	10
II-1-2-2 員外利用制限の遵守	10
II-1-2-3 役員体制	10
II-1-3 法令等遵守態勢の整備	10
II-1-4 不祥事件等の対応	11
II-1-5 反社会的勢力による被害の防止	12
II-1-6 個人情報保護対応	12
II-1-7 組合員に対する説明態勢等の整備	13
II-2 財務の健全性・透明性	13
II-2-1 自己資本基準を満たしていない組合に対する指導	13
II-3 事業実施体制	13
II-3-1 組合員に対する営漁指導	14
II-3-2 購買事業	14
II-3-3 販売事業	15
II-3-4 製氷冷凍冷蔵事業、加工事業	15
II-3-5 漁業自営事業	15
II-3-6 海面及び内水面の利用に係る金銭の徴収等について	16
(1) 組合員からの金銭徴収	16
(2) 組合員以外からの金銭徴収	16
(3) 沿岸漁場管理（内水面漁協を除く。）	17

II-4	組合員及び漁村地域等への貢献	17
III	組合の監督の事務処理上の留意点	17
III-1	監督事務の流れ	17
III-1-1	オフサイト・モニタリングの実施	17
III-1-2	台帳の整備と検査担当部署との連携	19
III-1-2-1	本検査着手前	19
III-1-2-2	検査終了後	19
III-1-2-3	報告命令の発出等	19
III-1-3	組合に対する苦情等	20
III-1-3-1	苦情・相談等を受けた場合の対応	20
III-1-4	法解釈への照会	21
III-2	法令等に係る事務処理上の留意事項	21
III-2-1	組合の組織	21
III-2-1-1	組合の設立、定款変更及び解散	21
III-2-1-2	資源管理規程の認可	21
III-2-1-3	組合の合併（基本的な考え方）	21
III-2-1-4	休眠組合への対応	22
III-2-1-5	役員等	22
III-2-1-5-1	女性役員等の登用について	22
III-2-1-5-2	競業避止義務	23
III-2-1-5-3	総会への役員選任議案提出の留意事項	23
III-2-2	情報開示の適切性・十分性	24
III-2-2-1	財務書類の開示制度	24
III-2-2-2	全般的な開示態勢の整備	25
III-2-3	財務書類作成に当たっての留意事項	25
III-2-4	組合の事業等	26
III-2-4-1	附帯事業の取扱い	26
III-2-4-2	遊休資産の管理として行う不動産賃貸の留意事項	26
III-2-5	子会社等	27
IV	漁業生産組合の監督上の評価項目	27
V	行政指導等を行う際の留意点等	27
V-1	行政指導等を行う際の留意点	27
(1)	一般原則（行政手続法第32条）	27
(2)	申請に関連する行政指導（行政手続法第33条）	28
(3)	許認可等の権限に関連する行政指導（行政手続法第34条）	28
(4)	行政指導の方式（行政手続法第35条）	29

V-2 面談等を行う際の留意点.....	29
VI 行政処分を行う際の留意点	30
VI-1 行政処分（不利益処分）に関する基本的な事務の流れについて.....	30
VI-1-1 行政処分.....	30
(1) 法第122条第1項に基づく報告徴求.....	30
(2) 法第122条第1項に基づき報告された改善・対応策のフォローアップ.....	30
(3) 法第123条の2に基づく業務改善命令.....	30
(4) 法第123条の2に基づく業務停止命令.....	31
(5) 法第124条第1項に基づく必要措置命令.....	31
(6) 法第124条第2項に基づく業務停止命令又は役員の変更の命令.....	31
(7) 法第124条第3項に基づく規程の認可の取消し.....	31
(8) 法第124条の2に基づく解散命令.....	31
VI-1-2 標準処理期間.....	33
VI-1-3 法第123条の2等に基づく業務改善命令の履行状況の報告義務の解除.....	33
VI-2 行政手続法との関係等.....	34
(1) 行政手続法との関係.....	34
(2) 行政不服審査法との関係.....	34
(3) 行政事件訴訟法との関係.....	35
VI-3 意見交換制度.....	35
VI-3-2 監督手法・対応.....	35
VI-4 不利益処分の公表に関する考え方.....	35

I 基本的考え方

I-1 監督指針策定の趣旨

I-1-1 監督指針策定の趣旨

組合は、その事業を通じて組合員に最大の奉仕をすることが求められている。

また、組合は、水産物の安定供給の確保や水産資源の持続的な利用を確保しつつ、我が国の漁業生産の増大などの水産基本法（平成13年法律第89号）に規定されている基本理念の実現に主体的に取り組むことも求められている。しかしながら、一部には、水産物の販売力や営漁指導体制の面などで組合員のニーズに答えられていないケースや、法令等遵守態勢の遅れなど事業運営の問題も見られる。

また、漁業生産組合は漁業の生産面における協業化を図るため、漁民が共同して漁業経営を行うことを目的として設立される協同組織であるが、その目的の達成のために、適正に運営される必要がある。

このような中で、組合等の本来の機能や役割が効率的・効果的に発揮されるよう、県は、経営の健全化や法令等遵守態勢の確保に向けた自主的な取組を促進し、必要な場合には法に基づく監督を適時適切に行う必要がある。

以上のような状況を踏まえ、この監督指針は、組合等の運営が健全かつ適切に行われているかどうかについて、明確なルールに基づく透明かつ公正な行政を統一的に確立するとともに、組合等が健全かつ適切な運営体制の確保に自主的に取り組むことを目的とする。

I-1-2 監督指針の位置付け

監督指針は、水産庁監督指針を基本として、組合等の組織及び事業（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）の監督事務に関し、その基本的考え方、監督上の評価項目、事務処理上の留意点について示したものである。

監督指針が、組合等の自主的な努力を尊重しつつ、その業務の健全かつ適切な運営を確保することを目的とするものであることにかんがみ、監督指針の運用に当たっては、組合等の個別の状況等を十分踏まえ、機械的・画一的な取扱いとならないよう配慮するものとする。

I-2 監督に関する基本的考え方

組合等の監督については、より実効性の高い組合等の監督を実現するため、団体支援課の検査担当部署と指導担当部署が適切な連携の下に、それぞれの機能を的確に発揮することが求められる。

指導担当部署の役割は、継続的に情報の収集・分析を行い、組合等の業務の健全性や適切性に係る問題を早期に発見し、必要に応じて行政処分等の監督上の措置を行い、問題が深刻化する前に改善のための働きかけを行うことにある。

具体的には、組合等に対して定期的・継続的に経営や事業に関する報告を求めることなどにより、組合等の業務の状況を常に把握するとともに、組合等から収集した各種の情報の蓄積及び分析を迅速かつ効率的に行い、経営の健全性の確保や事業の適切な運営等に向けた自主的な取組を早期に促していくことが、指導担当部署の重要な役割といえる。

組合等の監督に当たっての基本的考え方は次のとおりである。

(1) 検査担当部署との適切な連携の確保

指導担当部署においては、検査担当部署との連携について、以下の点に十分留意することとする。

- ① 検査を通じて把握された問題点については、指導担当部署は、問題点の改善状況をフォローアップし、その是正につなげていくよう努めること。また、必要に応じて、行政処分等厳正な監督上の措置を講じること。
- ② 指導担当部署が把握した問題点については、次回検査においてその活用が図られるよう、検査担当部署に還元すること。

(2) 組合等との十分な意思疎通の確保

組合等の監督に当たっては、組合等の経営に関する情報を的確に把握・分析し、必要に応じて、監督上の対応につなげていくことが重要である。このため、指導担当部署においては、組合等からの報告に加え、組合等との健全な緊張関係の下で、日頃から十分な意思疎通を図り、積極的に情報収集する必要がある。具体的には、組合等との定期的な面談や意見交換等を通じて、組合等との日常的なコミュニケーションを確保し、財務情報のみならず、経営に関する様々な情報についても把握するよう努める必要がある。

(3) 組合等の自主的な努力の尊重

指導担当部署は、漁業者等による協同組織である組合等の自己責任原則に則った経営判断を、法、施行令、施行規則、施行規程又は定款等に基づき検証し、問題の改善を促していく立場にある。

組合等は、協同組織として、組合員の相互扶助を目的とした組織であるという特性を有している。組合等の監督に当たっては、組合等の固有の特性等を十分に踏まえ、業務運営に関する自主的な努力を尊重するよう配慮しなければならない。

また、漁協に対して、自ら法令を遵守する意識の下で組合運営を行うよう、「漁協定款学習の手引き」等を活用して、研修会等を通して不断に意識啓発を行うものとする。

(4) 組合等の事業内容や規模を踏まえた監督の実施

組合等は、販売事業、購買事業、信用事業、共済事業など幅広い分野にわたる事業を行うことができる。このため、組合等がどのような事業を行うかによって、遵守すべき法令等の内容が異なるほか、維持すべき経営管理体制の内容や財務の健全性の水準等についても大きく異なることとなる。また、組合等の事業規模や職員数等についても、例えば、経済事業を実施していない漁協は、販売事業、購買事業等の経済事業を行う漁協に比べてその規模が著しく小さいなど、組合等の態様に応じて大きく異なっている。したがって、組合等の監督に当たっては、これらを十分に踏まえて有効な監督手法を選択しなければならない。

(5) 効率的・効果的な監督事務の確保

監督当局及び組合等の限られた資源を有効に利用する観点から、監督事務は効率的・効果的に行う必要がある。組合等に報告や資料提出等を求める場合には、監督事務上真に必要なものに限定するよう配慮するとともに、現在行っている監督事務の必要性、方法等については、常に点検を行い、必要に応じて改善を図るなど、効率性の向上を図るよう努めなければならない。

(6) 漁協の資源管理、漁業調整等の役割を踏まえた監督の実施

漁協は漁業者の協同組織として、組合員のための経済事業等を行うほか、漁業法(昭和24年法律第267号)に基づき漁業権の管理主体として、漁業権行使規則を制定して組合員の漁場利用ルールを定めるなど、沿岸漁場の資源管理や漁業調整において重要な役割を担っている。

平成30年改正法による漁業法の改正では、漁業権者は漁場を適切かつ有効に活用するよう努めるものとされ、漁場を適切かつ有効に活用する既存の漁業権者に優先的に免許が行われることとなり、漁業権者は県知事に資源管理や漁場の活用状況の報告、また、団体漁業権者は漁業生産力を発展させるための計画の作成・点検を行い、その実現に努めることとされるなど、漁協の役割はより重要性を増している。

このように漁協は沿岸漁場の資源管理や漁業調整等を行う公的な役割を担っていることから、漁協の組織体制や業務運営の適正化・透明化を図る必要がある。例えば、漁協における組合員の資格審査を適切かつ厳格に実施すること、また、漁協が組合員以外の者を含む関係者から金銭の徴収を行う場合に、その内容・用途や算定根拠について合理性・妥当性があり、その収納及び管理について透明性・公平性が確保されていることが重要である。

漁協の監督に当たっては、以上のことを踏まえ、漁協が漁業権者としての役割・責務を十分に果たしているかどうか、業務運営の適正化・透明化が図られているかどうかについて把握し、必要に応じて改善を促していくことが重要であり、漁業調整担当

部署や水産振興担当部署など関係部署と緊密に連携して対応する必要がある。

II 組合の監督上の評価項目

II-1 経営管理体制

II-1-1 経営目的の妥当性

組合の事業運営は、本来、組合が自己責任原則に則った経営判断に基づき行うものであり、その評価については、協同組織の構成員である組合員（利用者）に委ねられるものである。したがって、組合の取組については、業務の健全かつ適正な運営が確保されている限りにおいて、組合の自主性が尊重されることが重要である。

ただし、組合は法に基づき、漁民及び水産加工業者の協同組織として設立されたものであり、その事業を通じて組合員に最大の奉仕をするという（法第4条）目的の達成に向けた運営が行われる必要がある。

特に漁協については、平成30年改正法において、その事業を行うに当たっては、水産資源の持続的な利用の確保及び漁業生産力の発展を図りつつ、漁業所得の増大に最大限の配慮をしなければならない旨の規定を追加したところ（法第11条の2）であり、漁協の中核的な事業である販売事業の強化を図ることにより漁業者の漁業所得の増大を実現することが重要である。こうした取組を通じて組合員の事業利用をより積極的に推進することは、組合員の高齢化・減少が進行する中、漁協が安定的な事業運営を行っていく上でも重要である。

また、平成30年改正法による漁業法の改正においても、漁協には、漁業権の管理主体として漁場の適切かつ有効な活用、資源管理の状況等の報告、漁業生産力の発展に関する計画の策定が求められることとなったほか、新たに沿岸漁場管理制度が設けられるなど、その役割は従来に増して重要となっている。このため、漁協においてはこれらの規定の趣旨を踏まえた適切な事業運営が行われる必要がある。

そのためには、組合員に事業方針や事業計画の内容が分かりやすく知らされ、組合の各事業が適切に運営されることが必要である。とりわけ経済事業については、組合員のニーズに应运ってきた結果、多様な事業が行われているが、組合員に対して組合員の利用状況や採算性等について適切な情報提供を行い、組合が現に行っている事業の見直しを行う際には、組合員の意向を把握して実施されることが重要である。

県は、組合の事業目的や事業方針が法の目的に合致するものであるかを検証しつつ、組合の組織、事業及び経営が健全かつ適正に運営されているか、組合員に適切な情報開示を行い組合が自律的に運営されているかを指導監督していくことが必要である。

具体的には、水産庁監督指針の主な着眼点（p5～6）や監督手法・対応（p6）を踏まえ、指導監督するものとする。

II-1-2 業務及び執行体制

組合の業務運営に当たっては、次に掲げる事項について実態把握に努めるとともに、改善が必要であると認める場合には、是正指導を行うこととする。

Ⅱ－１－２－１ 組合員資格の審査

漁協の組合員たる資格は、法第 18 条各項に掲げる者とされている。特に、正組合員については、漁協の管理運営に参画する権利（役員の選挙権、総会の議決権等のいわゆる共益権）を有することから、その資格の有無を審査することは、漁業者の組織する漁協としての性格を維持するために、極めて重要である。

このため、当該漁協の定款で定める組合員資格要件を満たしているかどうかを、定款に記載された組合員資格審査規程に基づき、1年に1回以上定期的な資格審査を公正かつ適正に行い、資格を満たさない者については資格変更手続を行う等その適切な管理を行うことが求められる。

また、平成 30 年改正法に基づき、漁業権者は県知事に資源管理や漁場の活用状況の報告、漁業生産力を発展させるための計画の策定・点検を行い、その実現に努めることとされるなど、漁協の団体漁業権の管理者としての役割の重要性も増していることから、県は、漁協における組合員の資格審査が適正かつ厳格に実施されるよう、指導監督を行っていく必要がある。

具体的には、水産庁監督指針の主な着眼点（p6～8）や監督手法・対応（p8）を踏まえ、指導監督するものとする。

Ⅱ－１－２－２ 員外利用制限の遵守

組合が行う事業は本来組合員の利用に供することを第一とするものであり、組合員以外の利用は、法第 11 条第 8 項に規定するように、組合員の利用に差し支えない一定の限度内に限り認められているものである。

このため、組合に対して員外利用の制限を遵守するよう監督を徹底する必要がある。

具体的には、水産庁監督指針の主な着眼点（p8～10）や監督手法・対応（p10～11）を踏まえ、指導監督していくものとする。

Ⅱ－１－２－３ 役員体制

組合の経営の健全性の維持及びその一層の向上を図るためには、経営に対する規律付けが有効に機能し、適切な経営管理（ガバナンスをいう。以下同じ。）が行われることが重要である。

具体的には、水産庁監督指針の主な着眼点（p12～18）や監督手法・対応（p18）を踏まえ指導監督していくものとする。

Ⅱ－１－３ 法令等遵守態勢の整備

組合は、その事業を通じて組合員に最大の奉仕をすることを目的としているが、法令等を厳格に遵守し、健全かつ適切な業務運営に努めることは、その前提であり、また、組合員からの信頼を確立するためにも重要である。

組合においては、法令等の遵守が運営上の重要な課題の一つであることに鑑み、役員のリダーシップの下、それぞれの規模・特性に応じた方針、内部規程等を策定し、組合の法令等遵守態勢を整備することが必要である。

具体的には、水産庁監督指針の主な着眼点（p19～20）や監督手法・対応（p20～21）を踏まえ指導監督していくものとする。

Ⅱ-1-4 不祥事件等の対応

組合における不祥事件等（※）の発生は、組合員への背信行為であるばかりでなく、近年の企業不祥事に対する国民の厳しい視線にかんがみても、漁協系統組織全体に対する国民の信用を失墜させ、水産物の販売等にまで影響が及ぶおそれがあり、組合員の利益や組合の社会的信用に関わる重大な問題である。

県としては、組合における不祥事件等を根絶すべく、組合に法令等の遵守態勢を整備させることを目的として、Ⅱ-1-3に基づき、指導監督を行うとともに、発生した不祥事件等については、その原因等について明らかにさせ、法令等遵守態勢の整備などの再発防止策を確実に実行させることを目的として、法に基づく監督措置を適時適切に発動することにより、不祥事件等の再発を防止する態勢づくりを組合に行わせることが必要である。

このような観点から、監督措置は不祥事件等発生組合及び当事者に対する制裁を第一義的な目的として行うのではなく、あくまでも法令等に違反する行為の是正、組織としての組合の運営・執行体制を健全なものに改善させることを目的として発動していく必要がある。

また、県が不祥事件等に対して法に基づく監督措置を講じるかどうかの判断は、個人的な犯罪行為の有無に着目するのではなく、不祥事件等の発生プロセスにおいて組合としての法令等違反がなかったか、組合の業務の運営・執行体制の健全性が確保されているか等に着目して個々の事案ごとに行うものとする。

不祥事件等に対する監督上の対応については、水産庁監督指針の主な着眼点（p21～23）や監督手法・対応（p23～27）を踏まえ指導監督していくものとする。

※ 「不祥事件」とは、施行規則第 224 条第 5 項に定められている「不祥事件」をいい、「不祥事件等」とは、「不祥事件」に加え、JAS法、食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）や独占禁止法などに違反する行為により、組合が組織としてこれらの法令に基づく処分を受けた場合を含むものとする。

II-1-5 反社会的勢力による被害の防止

反社会的勢力を社会から排除していくことは、社会の秩序や安全を確保する上で極めて重要な課題であり、反社会的勢力との関係を遮断するための取組を推進していくことは、企業にとって社会的責任を果たす観点から必要かつ重要なことである。特に、公共性を有し、経済的に重要な機能を営む組合においては、組合自身や役職員のみならず、組合員の様々な利害関係者（ステークホルダー）が被害を受けることを防止するため、反社会的勢力を取引から排除していくことが求められる。

もとより組合として公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性を確保するためには、反社会的勢力に対して屈することなく法令等に則して対応することが不可欠であり、組合においては、政府指針の趣旨を踏まえ、平素より、反社会的勢力との関係遮断に向けた態勢整備に取り組む必要がある。

特に、近時反社会的勢力の資金獲得活動が巧妙化しており、関係企業を使い通常の経済取引を装って巧みに取引関係を構築し、後々トラブルとなる事例も見られる。こうしたケースにおいては経営陣の断固たる対応、具体的な対応が必要である。

なお、役職員の安全が脅かされる等不測の事態が危惧されることを口実に問題解決に向けた具体的な取組を遅らせることは、かえって組合や役職員自身等への最終的な被害を大きくし得ることに留意する必要がある。

具体的には、水産庁監督指針の主な着眼点（p28～29）や監督手法・対応（p29～30）を踏まえ指導監督していくものとする。

（参考）政府指針

（1）反社会的勢力による被害を防止するための基本原則

- ① 組織としての対応
- ② 外部専門機関との連携
- ③ 取引を含めた一切の関係遮断
- ④ 有事における民事と刑事の法的対応
- ⑤ 裏取引や資金提供の禁止

（2）反社会的勢力のとりえ方

暴力、威力及び詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である「反社会的勢力」をとらえるに際しては、暴力団や暴力団関係企業等といった属性要件に着目するとともに、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求といった行為要件にも着目することが重要である。

II-1-6 個人情報保護対応

組合においては、その取り扱う個人情報も多く、個人データの漏えい、滅失又はき損

(以下「漏えい等」という。)による社会的影響はもとより、組合経営に対する影響も大きいことから、個人情報取扱事業者として各事業の遂行に当たって遵守すべき法令等の規定並びに個人情報保護法及び保護法ガイドラインはもとより、他の分野に関するガイドラインを遵守する必要がある。

また、個人情報取扱事業者でない組合等についても、個人情報保護法の理念を踏まえ、各種ガイドラインの遵守に努めるよう指導する。

なお、信用事業実施組合については信用事業における監督指針Ⅱ-3-2-3、共済事業実施組合については共済事業向け監督指針Ⅱ-4-7についても参照する。

具体的には、水産庁監督指針の主な着眼点(p30)や監督手法・対応(p30~32)を踏まえ指導監督していくものとする。

Ⅱ-1-7 組合員に対する説明態勢等の整備

組合はその事業を通じて組合員に最大の奉仕をすることを目的として、組合員の意思決定に基づき運営されるものである。このため、可能な限り組合員の意思が組合の経営に反映されるよう、組合員に対して必要な情報を提供する必要があり、そのための態勢を確立し適切に運営していくことが求められる。

また、組合員からの相談・苦情(以下「苦情等」という。)への迅速・公平かつ適切な対処も、組合員に対する説明責任を事後的に補完する意味合いを持つ重要な活動の一つであり、組合員の信頼性を確保するため重要なものである。組合は組合員から申出があった苦情等に対し、自ら迅速・公平かつ適切に対処すべく内部管理態勢を整備する必要がある。

具体的には、水産庁監督指針の主な着眼点(p32~33)や監督手法・対応(p33)を踏まえ指導監督していくものとする。

Ⅱ-2 財務の健全性・透明性

Ⅱ-2-1 自己資本基準を満たしていない組合に対する指導

自己資本基準を満たしていない組合については、組合の財務の健全性を確保するための指導を行うとともに、必要な場合には、法第123条の2に基づく業務改善又は法第124条に基づき必要な措置を講じることで、早期是正を促していく必要がある。

具体的には、水産庁監督指針の監督手法・対応(p34)を踏まえ指導監督していくものとする。

Ⅱ-3 事業実施体制

水産業を巡る情勢が厳しさを増す中で、組合が法第1条の漁民及び水産加工業者の協同組織の経済的社会的地位の向上などの目的を果たすためには、地域水産業の振興に向けた事業方針を明確化し、適切な進捗管理の下で確実に事業実施を図ることが必要であ

る。

平成30年改正法による漁業法の改正において、漁業権者は漁場を適切かつ有効に活用するよう努めるものとされ、漁場を適切かつ有効に活用する既存の漁業権者に優先的に免許が行われることとなり、漁業権者は県知事に資源管理や漁場の活用状況の報告、また、団体漁業権者は漁業生産力を発展させるための計画の作成・点検を行い、その実現に努めることとされるなど、漁協の役割はより重要性を増している。

このように漁協は沿岸漁場の資源管理や漁業調整等を行う公的な役割を担っていることから、漁協の組織体制や業務運営の適正化・透明化を図る必要がある。例えば、漁協における組合員の資格審査を適切かつ厳格に実施すること、また、漁協が組合員以外の者を含む関係者から金銭の徴収を行う場合に、その内容・使途や算定根拠について合理性・妥当性があり、その収納及び管理について透明性が確保されていることが重要である。

漁協の監督に当たっては、以上のことを踏まえ、漁協が漁業権者としての役割・責務を十分に果たしているかどうか、業務運営の適正化・透明化が図られているかどうかについて把握し、必要に応じて改善を促していくことが重要であり、漁業調整担当部署や水産振興担当部署など関係部署と緊密に連携して対応する必要がある。

また、組合員のニーズが多様化する中で、信用・共済事業に比べて事業が多岐にわたり、組合員ごとのニーズが異なる場合が多い経済事業については、組合員に対して適切な情報提供を行いながら、組合員が求める事業を実施することにより組合員から利用される組合となるよう努めることが重要である。

Ⅱ-3-1 組合員に対する営漁指導

漁協の行う営漁指導は、漁獲物の生産から販売に至るまでの魚種別・漁業形態別等の技術指導、漁業経営の指導、生産者組織の育成指導等を通し、漁業生産活動の活性化や漁協と組合員との結びつきの強化を図る基幹的なものである。

平成30年改正法による法及び漁業法の改正では、漁協に漁業所得の増大への最大限の配慮を求めるとともに、団体漁業権の管理主体として漁場の適切かつ有効な活用や漁業生産力の発展に努めなければならないこととされたところである。

組合員に対する営漁指導は、こうした漁協の役割を踏まえつつ、個別の地域の実情や組合員の状況に応じて展開されていくものである。

具体的には、水産庁監督指針の主な着眼点（p35）や監督手法・対応（p36）を踏まえ指導監督していくものとする。

Ⅱ-3-2 購買事業

組合がその事業を通じて、組合員の漁業所得の拡大を図るためには、販売事業の強化に加えて、購買事業を通じた漁業生産資材の流通の合理化や品質の向上等による漁業生

産コストの縮減や生産性の向上が必要である。購買事業の実施に当たっては、組合員の操業の状況や課題等を把握・分析した上で、例えば、共通して使用する資材の規格を統一化し、価格の低減を図る取組や組合員のニーズを反映した資材の開発・改良等の取組を検討・実施することが重要である。

これらの取組については、組合全体としてのサービス供給の効率性の維持・拡大に重要であること等について、組合員に対して十分な説明を行いながら、その対応を強化することが重要である。

具体的には、水産庁監督指針の主な着眼点（p36～38）や監督手法・対応（p38）を踏まえ指導監督していくものとする。

Ⅱ-3-3 販売事業

販売事業は組合員の所得に直結する事業であり、中核的事業でもある中で、組合員の漁業所得の増大を図るためには、従来の産地市場での競り等による販売だけでなく、様々な工夫を凝らした取組により付加価値向上を実現することが必要である。販売事業の実施に当たっては、生産段階から消費段階までの現状や課題を把握・分析した上で、組合員の所得向上を図る観点から、例えば、販路の拡大やブランド化、産地直売や地元の食堂等での食材提供等の取組や、自己買参権の取得、産地市場の統合等による産地市場での価格形成力強化等の取組を検討・実施することが重要である。

これらの取組については、組合全体としてのサービス供給の効率性の維持・拡大に重要であること等について、組合員に対して十分な説明を行いながら、その対応を強化することが重要である。

具体的には、水産庁監督指針の主な着眼点（p38～40）や監督手法・対応（p40）を踏まえ指導監督していくものとする。

Ⅱ-3-4 製氷冷凍冷蔵事業、加工事業

製氷冷凍冷蔵事業、加工事業は、組合員の漁業活動又は漁協の他事業と密接に関連して機能している事業であり、事業運営に当たっては、地域の漁業動向や他事業の展開に合わせた事業推進に努める必要がある。

具体的には、水産庁監督指針の主な着眼点（p40～41）や監督手法・対応（p41）を踏まえ指導監督していくものとする。

Ⅱ-3-5 漁業自営事業

漁業自営事業は、漁業の調整、漁場の総合利用及び漁利の分配との関連において、地域労働力の有効活用、漁業生産の安定、また、漁業技術の発展・高度化への対応等に寄与していく方法の一つとして重要な事業である反面、この事業の成否が漁協経営全体に深刻な影響を与えている場合も少なくなく、かつ、資源や魚価の変動によるリスクが極

めて高い事業でもあることから、その取組に当たっては、適切な事業計画の作成、機動的な事業実施体制の確保、組合員への説明責任の徹底等堅実な対応を図る必要がある。

具体的には、水産庁監督指針の主な着眼点（p42）や監督手法・対応（p42）を踏まえ指導監督していくものとする。

II-3-6 海面及び内水面の利用に係る金銭の徴収等について

漁協は漁業者の協同組織として、組合員のための経済事業等を行うだけでなく、漁業法に基づき団体漁業権の免許を受け、沿岸漁場及び内水面（以下「沿岸漁場等」という。）の資源管理や漁業調整を行うとともに、沿岸漁場等における水産動植物の生育環境の保全、漁場の監視などの漁場管理等のための活動を実施するなど、公的な役割を担っている。

漁協では漁業権の管理や沿岸漁場等の保全など海面及び内水面の利用に係る金銭を組合員や組合員以外の者から徴収しており、これらの金銭の徴収に当たっては、合理性・妥当性・公平性・透明性を確保することが重要となっている。

（１）組合員からの金銭徴収

具体的には、水産庁監督指針の主な着眼点（p43）や監督手法・対応（p43～44）を踏まえ指導監督していくものとする。

（２）組合員以外からの金銭徴収

- ① 漁協は地元の漁業者が組織する団体であり、漁業種類間や他の海面利用との間での調整を行っていることから、組合員以外の海面利用者等から漁場環境維持や漁場監視等の取組に必要な費用を協力金等の科目で徴収している実態がある。当該経費の徴収に当たっては、その合意を示す書面によることとし、その内容・使途や算定根拠について合理性・妥当性があり、かつ、その収納及び管理についても透明性・公平性が確保される必要がある。また、徴収する趣旨に合致する適切な名目を整理する必要がある。

したがって、県においては、以下に掲げるような金銭徴収は行わないよう、適切に助言又は指導を行う必要がある。

- ア 実施されていない役務に対する金銭徴収
- イ 支払金の名目と実際の使途が異なる金銭徴収
- ウ 支払金の内容が合理的でない金銭徴収

- ② ①により徴収した金銭のうち漁場管理等（繁殖保護及び資源管理を含む。）に係るもの（（3）沿岸漁場管理において「保全活動負担金」に該当する金銭を除く。）は、漁協の会計上、指導事業の収入として計上することが適当であり、業務報告書附属明細書の指導事業収支の「漁場管理等受入金」に計上されているか。この場合、収支に関する証憑を保存し、当該金銭が徴収目的に適った使途に供されていることを説明する態勢が構築されているか、当該金銭を徴収目的に適った使途に供されてい

ることを当該金銭の納付者に報告しているか留意する。

- ③ ②に該当しない金銭については、事業外収益に計上することとなるが、この場合は「雑収益」の科目を使用するのではなく、受入趣旨に合致する適切な科目に計上されているか。

具体的には、水産庁監督指針の監督手法・対応（p43）を踏まえ指導監督していくものとする。

- (3) 沿岸漁場管理（内水面漁協を除く。）

具体的には、水産庁監督指針の主な着眼点（p43）や監督手法・対応（p43～44）を踏まえ指導監督していくものとする。

II-4 組合員及び漁村地域等への貢献

水産基本法において、水産業団体は、水産業及びこれに関連する活動を行うに当たり、水産物の安定供給の確保、水産業の健全な発展といった基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めることとされている。

特に、組合は、水産物の販売や漁業生産資材の供給等の水産業に直接関連する事業のみならず、信用事業、共済事業など幅広く行う漁村地域における主要な構成員であり、事業者としての役割にとどまらず、行政や他の事業団体との連携の下で、情報面、人材面でも積極的に漁村地域での貢献の役割を果たしていくことが期待される。

漁村地域への貢献は、組合が自発的に行うものであるが、組合の業務が特定の地域に密着したものであり、当該地域の漁業者の多くが組合員として参加していることを踏まえれば、漁村地域への貢献の在り方が組合員へのサービスの向上のほか、組合の収益力や財務の健全性に影響を与える可能性がある。このため、県は、漁村地域への貢献といった観点から組合に期待される役割の発揮に向けた取組み状況を見ていくことが重要である。

具体的には、水産庁監督指針の主な着眼点（p44）や監督手法・対応（p44）を踏まえ指導監督していくものとする。

III 組合の監督の事務処理上の留意点

III-1 監督事務の流れ

III-1-1 オフサイト・モニタリングの実施

- (1) 検査と検査の間においても組合の健全性に係る問題を早期に発見し、改善のための働きかけを行うことが重要であることから、組合の決算に係るヒアリング又は提出された業務報告書等により組合の経営状況を把握する。また、組合から提出のあった各種情報を迅速かつ効率的に分析し、分析結果の組合への還元及びヒアリングなどを通じ、経営の健全性の確保に向けた自主的な取組を促すものとする。

(2) 信用事業又は共済事業を行う組合に対するオフサイト・モニタリング

信用事業又は共済事業を行う組合においては、財務の健全性をはじめ事業の健全な運営の確保が強く求められることから、以下の定期的なヒアリング及び通常の監督事務等を通じて、経営管理について検証し、その向上に向けた取組等を促すこととする。

① 定期的なヒアリング

ア 総合的なヒアリング

総合的なヒアリングにおいて、経営上の課題、経営戦略及びその諸リスク、経営管理委員会、理事会、監事・監事会の機能発揮の状況等に関しヒアリングを行うこととする。

イ トップヒアリング

トップヒアリングにおいて、組合の経営者に対し、経営戦略及び経営方針等につきヒアリングを行うものとする。

ウ 内部監査ヒアリング等

内部監査の機能発揮状況等を把握する観点から、必要に応じ、組合の内部監査部門に対し、内部監査の体制、内部監査の実施状況及び問題点の是正状況等についてヒアリングを実施することとする。また、特に必要があると認められる場合には、組合の監事に対してもヒアリングを実施することとする。

② 通常の監督事務を通じた経営管理体制の検証

①のアからウまでに掲げるヒアリングに加え、毎年度の組合の業務報告書、ディスクロージャー誌の情報の蓄積及び分析を通じて、経営の健全性の状況を常時把握することとする。また、検査結果通知のフォローアップ、不祥事件等の報告、早期指導などの通常の監督事務を通じて、経営管理の有効性について検証することとする。

③ モニタリング結果の記録

モニタリングの結果、事業年度途中において特筆すべき事項が生じた場合は、その都度記録を更新することとする。

④ 監督上の対応

経営管理の有効性等に疑義が生じた場合には、原因及び改善策等について、ヒアリングを行い、必要な場合には法第 122 条第 1 項に基づく報告徴求命令を発出し、報告又は資料の提出を命ずることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、重大な問題があり、自主的な改善に委ねたのでは組合の事業運営に支障を来すと認められる場合には、法第 123 条の 2 に基づく業務改善命令又は法第 124 条第 1 項に基づく必要措置命令を発出するものとする。

(3) 信用事業又は共済事業を行う組合以外の組合に対するオフサイト・モニタリング

信用事業又は共済事業を行う組合以外の組合については、その事業内容や規模に応じて必要なヒアリングを行うものとする。また、定期的な面談などを通じて組合との日常的なコミュニケーションを確保するとともに、上記（２）の②及び③により、必要な検証及び記録を行うこととする。

特に、組合から業務報告書が提出されない場合には、このこと自体が法に違反するものであるが、加えて、当該組合が他の法令違反や事業停止の状態となっているおそれもあることから、速やかに組合と連絡を取って状況を確認し、必要な場合には法第 122 条第 1 項に基づく報告の徴収を行うとともに当該組合に対し、是正を促すものとする。また、当該組合の自主的な改善に委ねたのでは着実な是正が図られず、その組合員等に不測の損害を与えるおそれがある場合には、法第 124 条第 1 項に基づく措置命令を発出するものとする。

Ⅲ-1-2 台帳の整備と検査担当部署との連携

組合等に対する検査と監督事務について、特に重要で迅速に是正を要する事項については、検査担当部署と連携して部分検査や外部検査員制度を導入するなど、柔軟な対応を行うものとする。

検査結果については、その概要を毎年公表するものとする。

また、指導担当部署は、組合毎に、検査・指導の詳細な一括的・総合的な台帳を作成し、検査担当部署と情報を共有するものとする。

Ⅲ-1-2-1 本検査着手前

本検査着手に当たって、指導担当部署は、検査責任者に対し、組合等の現状について、以下の説明を行うものとする。

- (1) 前回検査から当該時点までの当該組合等の主な動き（増資、役員の交替等）
- (2) オフサイト・モニタリングに関する分析結果（直近決算の分析結果を含む。）
- (3) トップ面談、指導担当部署のヒアリングの結果
- (4) 監督上の措置（報告徴求、行政処分等）の発動及びフォローアップの状況
- (5) 指導担当部署として検査で重視すべきと考える点
- (6) その他（不祥事件等報告等）

Ⅲ-1-2-2 検査終了後

指導担当部署は、検査指摘内容の把握と監督事務の円滑な実施を図るため、検査報告会に立ち会うものとする。

Ⅲ-1-2-3 報告命令の発出等

- (1) 指導担当部署は、検査書の交付後速やかに、組合等に対し、当該検査書における指摘事項のうち必要と認めるものについての事実確認、発生原因分析、改善策、そ

の他を取りまとめた報告書を2ヶ月以内（必要に応じて項目ごとに短縮するものとする。）に提出することを、法第122条第1項に基づき求めるものとする。

(2) 上記報告書が提出された段階で、必要に応じて組合等からヒアリングを行うものとする。ヒアリングに当たっては、検査担当部署とも密な連携を図るものとし、検査責任者又はこれに準ずる者及び検査書の審査を担当した者又はこれに準ずる者の出席を原則として確保するものとする。

(3) 検査結果及び法第122条第1項に基づいて得られた報告書の内容等により、法令等遵守態勢又はリスク管理態勢の改善に一定の期間を要すると認められる場合には、法第122条第1項に基づき次回検査までの間定期的に報告を求めるものとする。また、自主的な改善努力に委ねたのでは当該組合等の法令等遵守態勢やリスク管理態勢の整備に支障を来すと認められる場合には、法第123条の2に基づく業務改善を求めるものとする。

なお、検査結果及び法第122条第1項に基づく報告書の内容等により、組合等（子会社を除く）の業務又は会計に法令、定款又は法令に基づく行政処分などに違反する事項を認めるときは、法第124条第1項に基づき必要な措置を採るべき旨を命ずるものとする。

Ⅲ-1-3 組合に対する苦情等

Ⅲ-1-3-1 苦情・相談等を受けた場合の対応

組合等に関する苦情・相談等を受けた場合、次のとおり対応する。

(1) 申出の内容が、組合等との個別の契約に関するものの場合

当該申出の内容が、申出人と組合等との個別の契約に関するもの場合は、県は個別取引に関して仲裁等を行う立場にないこと及び法令等に基づき組合等の健全性等を確保することが職務であることを明確に説明し、必要に応じ、当該組合等及び漁協系統（漁連）の苦情・相談窓口を紹介するものとする。

なお、信用事業に関する苦情に関しては、信用事業における監督指針の「Ⅲ-2-1 相談・苦情等を受けた場合の対応」により、共済事業に関する苦情に関しては、共済事業向け監督指針の「Ⅲ-1-4 組合に関する苦情・情報提供等」により適切に対応するものとする。

(2) 申出の内容が、違法行為、不当行為又はこれらに当たるおそれのある行為である場合

当該申出の内容が、違法行為、不当行為又はこれらに当たるおそれのある行為である場合（上記(1)に該当する場合を除く。）は、次のとおり対応するものとする。

① 当該申出が、その内容についての処分（命令、取消しその他公権力の行使に当

たる行為をいう。以下本項において同じ。)又は勧告等(勧告その他処分に当たらない行為をいう。以下本項において同じ。)をする権限を有する県に対してされた場合は、内容を精査の上、必要な調査を行う。調査の実施に当たっては、当該申出人の秘密を守るため、当該申出人が特定されないよう十分配慮する。

調査の結果、申出の事実がある場合は、法令等に基づく措置その他適切な措置をとる。なお、申出内容が他の部局又は行政機関に関係する事案については、その経過記録や調査結果を当該他の部局又は行政機関に提供する。

- ② 当該申出が、その内容についての処分又は勧告等をする権限を有しない場合は、申出人に対し、当該申出についての処分又は勧告等をする権限を有する他の部署又は行政機関を遅滞なく教示する。

また、必要に応じ、その申出内容を当該他の部局又は行政機関に連絡するとともに、その後の申出人からの問い合わせ状況及び当該他の部局等による申出内容への対応状況についての情報の共有を図ることとする。

ただし、当該通報が匿名の者からされた場合など、当該通報者の連絡先が不明である場合にはこの限りでない。

Ⅲ-1-4 法解釈への照会

法等に関する照会については、水産庁監督指針、法の解説書等の既存資料により回答可能なものについては、適宜回答する。

回答に当たって判断がつかないもの等については、水産庁漁政部水産経営課と電子メール等により協議するものとする。

Ⅲ-2 法令等に係る事務処理上の留意事項

Ⅲ-2-1 組合の組織

Ⅲ-2-1-1 組合の設立、定款変更及び解散

組合等の設立、定款変更及び解散の認可に係る手続は、水産庁監督指針(p48~53)によるものとする。

Ⅲ-2-1-2 資源管理規程の認可

資源管理規程の認可は、水産庁監督指針(p53~54)によるものとする。

Ⅲ-2-1-3 組合の合併(基本的な考え方)

漁協系統においては、事業基盤の強化を図ること等を目的として、合併構想を策定し、広域合併の推進に取り組んでいるところであり、県はその取組みを支援する。

平成30年改正法による漁業法の改正では、漁業権者は漁場を適切かつ有効に活用するよう努めるものとされ、漁場を適切かつ有効に活用する既存の漁業権者に優先的に免

許が行われることとなり、漁業権者は県知事に資源管理や漁場活用状況の報告、団体漁業権者は漁業生産力を発展させるための計画の作成・点検を行い、その実現に努めることとされるなど、漁協の役割はより重要性を増している。

このため、特に、恒常的に事業損失を計上している組合や、法定解散のリスクの高い小規模組合（概ね正組合員数 30 人未満）、事業実施状況が低調である等の組合の目的に則した活動が行われていない組合、漁協職員の高齢化・減少の進行により事業運営に支障をきたすおそれがある組合については、合併、事業譲渡等に向けた取組みが急務であり、漁協系統と県が連携して進めていく必要がある。

具体的には、水産庁監督指針（p54～61）を踏まえ指導監督するものとする。

Ⅲ-2-1-4 休眠組合への対応

長期にわたり事業活動を停止するなど休眠状態にある組合については、これを放置した場合には、当該組合を利用した悪質かつ不正な事件が発生し、周辺の組合の健全な事業運営に支障を来すおそれ等があることから、組合の実態調査等の結果、休眠状態であることを確認した場合においては、当該組合の解散も含めた指導監督を行うものとする。

具体的には、水産庁監督指針（p61～62）を踏まえ指導監督するものとする。

Ⅲ-2-1-5 役員等

Ⅲ-2-1-5-1 女性役員等の登用について

平成 30 年改正法においては、漁協の理事について、若い世代や女性を積極的に登用する観点から、年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮すること（法第 34 条第 12 項）が規定されたところである。

また、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）に基づく男女共同参画基本計画（第 5 次）（令和 2 年 12 月 25 日閣議決定）においては、地域をリードできる女性漁業者を育成し、漁業協同組合の役員に占める女性の割合の向上や女性登用ゼロからの脱却に向けた取組などを一層推進するとともに、漁協系統組織に対して、具体的な目標の設定や女性の参画を促進する仕組みづくりを働きかけることとされている。

さらに、水産基本法（平成 13 年法律第 89 号）に基づく水産基本計画においても、同様に、漁協の女性役員等の登用目標の設定及びその達成に向けた普及啓発等を推進することとされている。

これらのことを踏まえつつ、また女性の参画を促進し、漁協の経営に多様な視点を導入することにより、漁協の改革が促進されるものと考えられることから、女性役員枠を設置することなどにより、漁協における女性の役員等への就任が促進されるよう指導するものとする。

具体的には、水産庁監督指針（p63～64）を踏まえ指導監督するものとする。

Ⅲ-2-1-5-2 競業禁止義務

競業（組合の行う事業と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事することをいう。）を行う者が当該組合の役員に就任すること自体には何ら問題はない。

一方、組合の役員は、法第34条の3の規定により、善良なる管理者の注意をもって職務を執行しなければならない義務（いわゆる善管注意義務）を、また法第39条の2の規定により、組合のために忠実に職務を執行する義務（いわゆる忠実義務）を負っており、役員が組合の利益の犠牲の下に自己の利益を図ることは許されない。この善管注意義務又は忠実義務の具体的内容として、全ての役員に、いわゆる「競業禁止義務」が課せられていることに留意する必要がある。

なお、競業禁止義務に抵触する場合の一例としては、競業を行う役員が、組合の主要な取引先を奪って、これを自らが経営する法人の取引先にしようと企て、

ア 組合と当該取引先との取引を停止するとともに、組合の了解を得ることなく、自らが経営する法人において当該取引先との取引を開始する場合

イ 当該取引先との取引に係る事業を担当する組合の職員を、組合の了解を得ることなく、引き抜いて自らが経営する法人の社員とする場合
などが考えられる。

（※）平成30年改正法による改正前の法第47条では、組合の行う事業と実質的に競争関係にある事業を営む者は、当該組合の理事等になってはならないと規定されていたが、当該規定は、最高裁判所の判例により、役員等に対して競業禁止義務を課したに止まるものであって、その就任資格を制限したものではないとされていた（昭和44年2月28日最高裁判所第二小法廷判決）。すなわち、その規定の文言にかかわらず、役員等の被選挙権や役員等就任の資格を制限し、その就任を禁止した規定と解すべきでなく、法第39条の2第1項に規定する忠実義務の具体的内容として、役員等に対し競業禁止の不作为義務を課したにすぎない規定と解すべきものとされていた。このような中で、平成30年改正法による改正前の法第47条の規定は、あたかも漁協と同種の事業を営む者が漁協の役員になれないとの誤解を与えかねないことから、平成30年改正法により廃止されたものである。

Ⅲ-2-1-5-3 総会への役員選任議案提出の留意事項

施行規則第167条に規定する「理事等の選任に関する議案」又は施行規則第168条に規定する「監事の選任に関する議案」を総会に提出する場合における総会参考書類に記載すべき事項のうち、「当該組合との間に特別の利害関係があるときは、その事実の概要」の記載に係る「特別の利害関係」とは、法第34条第10項及び法第34条の2第3項において読み替えて準用する法第34条第10項において、組合員が役員として組合運営に当たることを原則としていることに鑑み、例えば、次のようなものが考えられる。

- (1) 組合が行っている事業の利用に関し、その候補者との間で行う定型的な取引以外の取引関係（その候補者が組合員又は会員たる法人（組合の 100%子会社は除く。）・団体の代表者又は代理人として取引関係の当事者となっている場合を含む。（2）において同じ。）
 - (2) 財産の譲渡・譲受け等組合の行う事業の利用に係る取引以外の取引関係
 - (3) Ⅲ－2－1－5－2に規定する競業に該当する関係等
- なお、積極的な情報開示の観点から、広く組合の事業の利用関係や競争関係を記載することは差し支えない。

Ⅲ－2－2 情報開示の適切性・十分性

Ⅲ－2－2－1 財務書類の開示制度

組合等の情報開示を充実させることは、組合等の経営の透明性を高め、組合員や債権者からのチェックが働くことから事業運営の自己改革を促す上で重要である。

情報開示に期待される機能が適切に果たされるためには、組合等の事業及び財務の内容がより正確に反映された書類が作成されることがその前提であり、最近の経済・社会環境の変化を踏まえ、適切な開示がされる必要がある。

組合等に対しては、法令に基づき、各種財務書類の事業年度ごとの開示が義務付けられているところであるが、各開示書類の概況は次のとおりであり、各々の目的に適合した財務書類が開示される必要がある。

(1) 総会に提出する決算関係書類等

組合等は、法第 40 条及び第 41 条の規定に基づき、決算関係書類等（決算関係書類のほか、第 41 条に規定する組合にあつては部門別損益計算書を含む。以下同じ。）の総会への提出及び決算関係書類の備置きが義務付けられている。

決算関係書類等の作成目的としては、組合経営の最高意思決定機関である総会において組合役職員が組合員から負託された組合の事業・経営の遂行状況に関する説明責任を果たすこと及び事業活動の結果生じた剰余金の精算額を確定することが挙げられる。決算関係書類等の義務的記載項目については施行規則に定めがあるほか、主要な業種の貸借対照表、損益計算書及び部門別損益計算書の勘定科目体系が施行規則別紙様式に定められている。

(2) 行政庁に提出する業務報告書等

組合は、法第 58 条の 2 の規定に基づき、業務報告書等（業務報告書のほか連結子法人等を有する組合にあつては連結業務報告書を含む。以下同じ。）の県への提出が義務付けられている。

業務報告書等は、県が適切かつ効果的な指導監督を実施するためのオフサイト・モニタリング等に活用する。業務報告書等として作成する事項は施行規則に定めがあり、施行規則第 205 条第 3 項に規定された別紙様式においても主な事業種別の個別記載項目が定められている。

(3) 説明書類の公衆縦覧

信用事業又は共済事業を行う組合は、法第 58 条の 3 に基づき業務及び財産の状況を記載した説明書類（ディスクロージャー誌）を作成し、公衆の縦覧に供することが義務付けられている。

ディスクロージャー誌は、組合の金融機関としての性格を踏まえ、組合経営の透明性を確保するとともに、情報の非対称性による不利益から利用者を保護することを目的としている。

義務的記載項目については、施行規則及び信用事業命令に定めがあるほか、開示に当たっての留意事項について信用事業における監督指針及び共済事業向け監督指針に定められており、これらの規定に従い適切な開示が図られる必要がある。

なお、ディスクロージャー誌の縦覧に当たっては、閲覧者の利便性の向上の観点から、信用事業命令第 48 条第 4 項又は内閣府及び農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成 17 年内閣府・農林水産省令第 3 号）第 9 条の規定によるデジタル技術を活用した縦覧に努めるよう促すものとする。

Ⅲ-2-2-2 全般的な開示態勢の整備

(1) 法定開示項目の遵守

各制度において開示が要請される財務書類については、各々の開示目的に即して法令上記載項目が定められている。これらの法規制は全て、組合の利害関係者とりわけ組合員の権利を保護するためのものである。各組合にあっては、少なくともこれら義務的開示項目につき、財務書類については正確な会計帳簿を基礎として作成し、該当法令等の定めるところに従い適時に開示する必要がある。

(2) 会計情報の実質的同等性の確保

開示先ごとに異なる形式・体裁の財務書類を作成する場合であっても、各財務書類が単一の会計情報を基に作成されたものでなければならないことに留意する。

Ⅲ-2-3 財務書類作成に当たっての留意事項

組合等の各種財務書類の作成及び開示については、水産庁監督指針（p66～78）を踏まえ指導監督を実施するものとする。

Ⅲ－２－４ 組合の事業等

Ⅲ－２－４－１ 附帯事業の取扱い

組合は、法第 11 条第 1 項第 17 号に基づき、同項第 1 号から第 16 号までに掲げる事業（以下「本体事業」という。）に附帯する事業（以下「附帯事業」という。）を行うことができる。組合の行う事業が、附帯事業の範囲に含まれるかどうかについては、組合の目的や、次のような観点を総合的に考慮して判断することとなる。

- (1) 当該事業が、その本体事業の実施のために必要なものであるか。
- (2) 当該事業の規模が、その本体事業の規模に比較して過大なものとなっていないか。
- (3) 当該事業が、組合が本体事業を遂行する中で正当に生じた余剰能力を活用するものであるか。

(注) 信用事業の附帯事業の取扱いについては、信用事業における監督指針のⅢ－４－１を参照するものとする。

Ⅲ－２－４－２ 遊休資産の管理として行う不動産賃貸の留意事項

組合の保有する不稼働又は業務外の資産（遊休資産）については早期に売却等処分を行うことが原則であるが、経済情勢等によっては早期の処分が困難な場合も考えられる。

組合の遊休資産について、短期の売却等処分が困難であることにより、将来の売却等を想定して一時的に賃貸を行わざるを得なくなった場合（注）においては、遊休資産の管理の一環として賃貸を行うことができる。この場合において、組合は、その行う不動産賃貸が次のような要件が満たされているものであることについて、組合自らが十分拳証する必要があることに留意するものとする。

- (1) 当該不動産賃貸が、組合の事業としての積極的な推進体制の下で行われているものでないこと。
- (2) 当該不動産賃貸が、当該組合の地区全域にわたる規模で実施されるものでないこと。
- (3) 当該不動産賃貸が、特定の管理業者との間において組織的に実施されるものでないこと。
- (4) 当該不動産に対する経費支出が、必要最低限の改装や修繕程度のものであること。

(注) 遊休資産の管理として行う不動産賃貸が一時的なものであるかどうかについては、賃貸の期間のみから画一的に判断せず、短期の売却等処分が困難な背景や、将来の売却等処分に向けた取組の状況等も総合的に勘案して判断するものとする。

例えば、短期の売却等処分が困難な背景としては、組合が事業の廃止に伴う組合員の事業や生活への影響を避けるために第三者に事業を譲渡しようとする場合に、当該譲渡先が当該事業用資産の賃貸を希望しているため、組合が当該資産の売却を条件とすると事業の譲渡自体が困難となり、結果として将来の売却可能性も低下するというような場合が想定される。

Ⅲ-2-5 子会社等

子会社等は、協同組合活動の一環として、組合の事業活動の補完及び合理化等を目的に設立、取得又は議決権の取得若しくは保有（以下「設立等」という。）されているところであるが、その目的が不明確なものとなったり、多額の赤字を抱え、組合本体の経営に重大な影響を及ぼす可能性がある。

このため、子会社等の設立等及び管理の適正化を図ることにより、組合本体の経営の健全性を確保していくことが必要となることから、水産庁監督指針（p79～82）を踏まえ、子会社等の管理運営に関する指導監督を行うものとする。

Ⅳ 漁業生産組合の監督上の評価項目

漁業生産組合は、漁業の生産面における協業化を図るため、漁業者が共同して漁業経営を行うものであり、生産行程における協同組織体として比較的小規模で人的結合の強い組織であるという性格から、その組織は行政庁の監督を必要最小限にとどめ、組合員の自主的な運営に委ねている。

事業活動の活性化や不適正な活動を行っているものについて是正を図るため、水産庁監督指針（p82～88）を踏まえ、指導監督を行うものとする。

Ⅴ 行政指導等を行う際の留意点等

Ⅴ-1 行政指導等を行う際の留意点

組合等に対して、行政指導等（行政指導等とは行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第6号にいう行政指導に加え、行政指導との区別が必ずしも明確ではない情報提供、相談、助言等の行政行為を含む。）を行うに当たっては、行政手続法等の法令等に沿って適正に行うものとする。特に行政指導を行う際には、以下の点に留意する。

（1）一般原則（行政手続法第32条）

- ① 行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されているか。
例えば、以下の点に留意する。
 - ア 行政指導の内容及び運用の実態、担当者の対応等について、相手方の理解を得ているか。
 - イ 相手方が行政指導に協力できないとの意思を明確に表明しているにもかかわらず

ず、行政指導を継続していないか。

- ② 相手方が行政指導に従わなかったことを理由として不利益な取扱いをしてはいないか。

ア 行政指導に従わない事実を法律の根拠なく公表することも、公表することにより経済的な損失を与えるなど相手方に対する社会的制裁として機能するような状況の下では、「不利益な取扱い」に当たる場合があることに留意する。

イ 行政指導を行う段階においては処分権限を行使するか否かは明確でなくても、行政指導を行った後の状況によっては処分権限行使の要件に該当し、当該権限を行使することがあり得る場合に、そのことを示して行政指導をすること自体を否定するものではない。

(2) 申請に関連する行政指導（行政手続法第 33 条）

申請者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず当該行政指導を継続すること等により当該申請者の権利の行使を妨げるようなことをしていないか。

- ① 申請者が、明示的に行政指導に従わない旨の意思表示をしていない場合であっても、行政指導の経緯や周囲の客観情勢の変化等を勘案し、行政指導の相手方に拒否の意思表示がないかどうかを判断する。

- ② 申請者が行政指導に対応している場合でも、申請に対する判断・応答が留保されることについても任意に同意しているとは必ずしもいえないことに留意する。例えば、以下の点に留意する。

ア 申請者が行政指導に従わざるを得ないようにさせ、申請者の権利の行使を妨げるようなことをしていないか。

イ 申請者が行政指導に従わない旨の意思表示を明確には行っていない場合、行政指導を行っていることを理由に申請に対する審査・応答を留保していないか。

ウ 申請者が行政指導に従わない意思を表明した場合には、行政指導を中止し、提出された申請に対し、速やかに適切な対応をしているか。

(3) 許認可等の権限に関連する行政指導（行政手続法第 34 条）

許認可等を行う権限又は許認可等に基づく処分を行う権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合にもかかわらず、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導に従う事を余儀なくさせていないか。例えば、以下の点に留意する。

- ① 許認可等の拒否処分をすることができないにもかかわらず、できる旨を示して一定の作為又は不作為を求めているか。

- ② 行政指導に従わなければすぐにでも権限を行使することを示唆したり、何らかの不利益な取扱いを行ったりすることを暗示するなど、相手方が行政指導に従わざるを得ないように仕向けてはいないか。

(4) 行政指導の方式（行政手続法第 35 条）

- ① 行政指導を行う際には、相手方に対し、行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示しているか。例えば、以下の点に留意する。
 - ア 相手方に対して求める作為又は不作為の内容を明確にしているか。
 - イ 当該行政指導をどの担当者の責任において行うものであるかを示しているか。
 - ウ 個別の法律に根拠を有する行政指導を行う際には、その根拠条項を示しているか。
 - エ 個別の法律に根拠を有さない行政指導を行う際には、当該行政指導の必要性について理解を得るため、その趣旨を伝えているか。
- ② 行政指導について、相手方から、行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を記載した書面の交付を求められた時は、行政上特別の支障がない限り、原則としてこれを交付しているか（ただし、行政手続法第 35 条第 4 項各号に該当する場合を除く。）
 - ア 書面の交付を求められた場合には、できるだけ速やかに交付することが必要である。
 - イ 書面交付を拒みうる「行政上の特別の支障」がある場合とは、書面が作成者の意図と無関係に利用、解釈されること等により行政目的が達成できなくなる場合など、その行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を書面で示すことが行政運営上著しい支障を生じさせる場合をいう。
 - ウ 単に処理件数が大量であるだけの場合や単に迅速に行う必要がある場合であることをもって、「行政上特別の支障」がある場合に該当するとはいえないことに留意する。

V-2 面談等を行う際の留意点

県の職員が組合等の役職員等と面談等（面談、電話、電子メール、ファックス等によるやりとりをいう。以下同じ。）を行うに際しては、下記の事項に留意するものとする。

- (1) 面談等に参加する職員は、常に綱紀及び品位を保持し、穏健冷静な態度で臨んでいるか。
- (2) 面談等の目的、相手方の氏名・所属等を確認しているか。
- (3) 面談等の方法、面談等を行う場所、時間帯、参加している職員及び相手方が、面談等の目的・内容からみてふさわしいものとなっているか。
- (4) 面談等の内容・結果について双方の認識が一致するよう、必要に応じて確認しているか。特に、面談等の内容・結果が守秘義務の対象となる場合には、そのことが当事者双方にとって明確となっているか。
- (5) 面談等の内容が上司の判断を仰ぐ必要のある場合において、状況に応じあらかじめ上司の判断を仰ぎ、又は事後に速やかに報告しているか。また、同様の事案について複数の相手方と個別に面談等を行う場合には、行政庁の対応の統一性・透明性

に配慮しているか。

VI 行政処分を行う際の留意点

組合等において、法令等遵守態勢、経営管理態勢等に問題があると認められる場合、県は、適宜、適切に、行政処分などの監督措置を行う必要がある。

県による監督措置については、透明性、衡平性が求められている。

このため、県が行政処分を発動する際に把握しておくべき基本的な事務の流れ、処分を検討する際に勘案すべき要因その他の留意点等は以下の通りである。

VI-1 行政処分（不利益処分）に関する基本的な事務の流れについて

VI-1-1 行政処分

組合等に行う主要な不利益処分（行政手続法第2条第4号にいう不利益処分をいう。以下同じ。）としては、①法第122条第1項に基づく報告徴求命令、②法第123条の2に基づく業務改善命令、③法第123条の2に基づく業務停止命令、④法第124条第1項に基づく必要措置命令、⑤法第124条第2項に基づく業務停止又は役員の改選の命令、⑥法第124条第3項に基づく規程の認可の取消し、⑦法第124条の2に基づく解散命令があるが、これらの発動に関する基本的な事務の流れについては、本指針で他に具体的に示されている場合を除き、以下のとおりである。

（1）法第122条第1項に基づく報告徴求

- ① 検査や、オフサイト・モニタリング（ヒアリング、不祥事件届出書など）を通じて、組合等のリスク管理態勢、法令等遵守態勢、経営管理態勢等に問題があると認められる場合においては、法第122条第1項に基づき、当該事項についての事実認識、発生原因分析、改善・対応策その他必要と認められる事項について、報告を求めることとする。
- ② 報告を検証した結果、更に精査する必要があると認められる場合においては、法第122条第1項に基づき、追加報告を求めることとする。

（2）法第122条第1項に基づき報告された改善・対応策のフォローアップ

上記報告を検証した結果、業務の健全性・適切性の観点から重大な問題が発生しておらず、かつ、組合等の自主的な改善への取組を求めることが可能な場合においては、任意のヒアリング等を通じて上記（1）において報告された改善・対応策のフォローアップを行うこととする。

（3）法第123条の2に基づく業務改善命令

上記（1）の報告（追加報告を含む。）を検証した結果、例えば、信用事業又は共

済事業を行う組合の健全性・適切性の観点から重大な問題が認められる場合、又は、組合の自主的な取組では業務改善が図られないと認められる場合などにおいては、法第 123 条の 2 に基づき、当該事業の健全な運営を確保するため業務の改善計画の提出とその実行を命ずること又は監督上必要な命令をすることを検討する。

(4) 法第 123 条の 2 に基づく業務停止命令

上記 (3) の業務改善命令を発出する際、業務の改善に一定期間を要し、その間、当該業務の改善に専念させる必要があると認められる場合においては、法第 123 条の 2 に基づき、改善期間を勘案した一定の期限を付して当該業務の停止を命ずることを検討する。

(5) 法第 124 条第 1 項に基づく必要措置命令

上記 (1) の報告（追加報告を含む。）を検証した結果、法令、法令に基づく行政処分、定款、規約、信用事業規程又は共済規程に違反すると認められるときは、法第 124 条第 1 項に基づき、必要な措置を採るべき旨を命ずることを検討する。

(6) 法第 124 条第 2 項に基づく業務停止命令又は役員の変更の命令

組合等に対し上記 (5) の必要措置命令を発出したにもかかわらず、組合等が当該命令に従わない場合は、法第 124 条第 2 項に基づき、当該業務の全部若しくは一部の停止又は役員の変更を命ずることを検討する。

例えば、一部の理事による独断専横のため、理事会が機能していないなどにより、改善に向けた真摯な取組が組織として行われていない場合には、本措置を命ずることを検討する。

(7) 法第 124 条第 3 項に基づく規程の認可の取消し

上記 (1) の報告（追加報告を含む。）を検証した結果、信用事業又は共済事業を行う組合が信用事業規程、共済規程に定めた特に重要な事項に違反していることが認められ、上記 (5) の命令を発出したにもかかわらず、これに従わないときは、法第 124 条第 3 項に基づき、違反した事業に係る規程の認可の取消しを検討する。

(8) 法第 124 条の 2 に基づく解散命令

組合等に対し、上記 (5) の必要措置命令を発出したにもかかわらず、当該命令に従わず、重大な法令等の違反又は公益を害する行為が多数認められる等により、今後の業務の継続が不相当と認められる場合においては、法第 124 条の 2 に基づく解散命令を検討する。

(注) 上記(3)、(4)、(5)又は(6)の行政処分と同時に、制度改革等により可能となった新規業務への進出を一定期間行わせないこととする等の措置を命ずることが検討される場合がある。

上記Ⅵ-1-1の(3)から(8)までの行政処分を検討する際には、本指針で他に具体的に示されている場合を除き、以下の(1)から(3)までに掲げる要因を勘案するとともに、それ以外に考慮すべき要素がないかどうかを吟味することとする。

(1) 当該行為の重大性・悪質性

① 公益侵害の程度

組合等が、例えば、外国産の水産物を国産として不正表示して国産水産物全体に対する信頼を落とす、不公正な取引方法を用いて価格の引き上げを図り公正な競争を阻害するなど、公益を著しく侵害していないか。

② 利用者被害の程度

広範囲にわたって多数の利用者が被害を受けたかどうか。個々の利用者が深刻な被害を受けたか。

③ 行為自体の悪質性

例えば、利用者から多数の苦情を受けているにもかかわらず、引き続き同様の商品等を販売し続ける行為を行うなど、組合等の行為が悪質であったか。

④ 行為が行われた期間や反復性

当該行為が長期間にわたって行われたのか、短期間のものだったのか。反復・継続して行われたものか、一回限りのものか。また、過去同様の違反行為が行われたことがあるか。

⑤ 故意性の有無

当該行為が違法・不適切であることを認識しつつ故意に行われたのか、過失によるものか。

⑥ 組織性の有無

当該行為が現場の担当者個人の判断で行われたものか、あるいは管理者も関わっていたのか。更に経営陣の関与があったのか。

⑦ 隠蔽の有無

問題を認識した後に隠蔽行為はなかったか。隠蔽がある場合には、それが組織的なものであったか。

⑧ 反社会的勢力の関与の有無

反社会的勢力の関与はなかったか。関与がある場合にはどの程度か。

(2) 行為の背景となった経営管理態勢及び業務運営態勢の適切性

- ① 代表理事や理事会の法令等遵守に関する認識や取組は十分か。
- ② 内部監査部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。
- ③ コンプライアンス部門やリスク管理部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。
- ④ 業務担当者の法令等遵守に関する認識は十分か、また、組織内教育が十分になされているか。

(3) 軽減事由

以上の他に、行政による対応に先行して、組合等自身が自主的に業務の改善のための取組を行っている、といった軽減事由があるか。

VI-1-2 標準処理期間

VI-1-1の(3)から(8)までの不利益処分をしようとする場合には、上記VI-1-1の(1)の報告書を受理したとき、又は不祥事件の届出(法第122条第1項に基づく報告を求めた場合は、当該報告書)を受理したときから、原則としておおむね1ヶ月以内を目途に行うものとする。

(注1)「報告書又は届出を受理したとき」の判断においては、以下の点に留意する。

- ① 複数回にわたって法第122条第1項に基づく報告を求める場合(直近の報告書を受理したときから上記の期間内に報告を求める場合に限る。)には、最後の報告書を受理したときを指すものとする。
- ② 提出された報告書又は届出に関し、資料の訂正、追加提出等(軽微なものは除く。)を求める場合には、当該資料の訂正、追加提出等が行われたときを指すものとする。

(注2) 弁明・聴聞等に要する期間は、標準処理期間には含まれない。

(注3) 標準処理期間は、処分を検討する基礎となる情報ごとに適用する。

VI-1-3 法第123条の2等に基づく業務改善命令の履行状況の報告義務の解除

法第123条の2に基づき業務改善命令又は法第124条に基づき必要な措置を採るべき旨の命令を発出する場合には、当該命令に基づく組合等の業務改善に向けた取組をフォローアップし、その改善努力を促すため、原則として、組合等の提出する業務改善計画の履行状況の報告を求めることとなっているが、以下の点に留意するものとする。

- (1) 法第123条の2に基づき業務改善命令又は法第124条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出している組合等に対して、当該組合等の提出した業務改善命

令の履行状況について、期限を定めて報告を求めている場合には、期限の到来するまでの間に報告を行うことにより、当該組合等の報告義務は解除される。

- (2) 法第 123 条の2に基づき業務改善命令又は法第 124 条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出している組合等に対して、当該組合等の提出した業務改善命令の履行状況について、期限を定めることなく継続的に報告を求めている場合には、業務改善命令を発出する要因となった問題に関して、業務改善命令に沿って十分な改善措置が講じられたと認められるときには、当該計画の履行状況の報告義務を解除するものとする。その際、当該報告やⅢ-1-2-2により説明を受けた検査結果等により把握した改善への取組状況に基づき、解除の是非を判断するものとする。

VI-2 行政手続法との関係等

(1) 行政手続法との関係

- ① 申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合には、行政手続法第8条に基づき、当該処分の理由を示さなければならないことに留意する。

その際、単に根拠規定を示すだけでなく、いかなる事実関係に基づき、いかなる法令・基準を適用して当該処分がなされたかを明らかにすること等が求められることに留意する。

- ② 不利益処分を行う場合には、行政手続法第 13 条第1項の規定に基づき、同条第2項に該当するときを除き、聴聞又は弁明の機会の付与の手續を執らなければならないことに留意する。具体的には、上記Ⅵ-1-1(6)の役員の改選の命令、(7)の規程の認可の取消し、(8)の解散命令その他の同条第1項第1号に該当する不利益処分をしようとする場合には聴聞を行い、上記Ⅵ-1-1(3)から(5)までの命令、(6)の業務停止命令その他の同項第2号に該当する不利益処分をしようとする場合には弁明の機会を付与しなければならないことに留意する。

また、いずれの場合においても、不利益処分をする場合には、同法第 14 条に基づき、当該処分の理由を示さなければならないことに留意する。

その際、単に根拠規定を示すだけでなく、いかなる事実関係に基づき、いかなる法令・基準を適用して当該処分がなされたかを明らかにすること等が求められることに留意する。

(2) 行政不服審査法との関係

組合等に対し上記Ⅵ-1-1(1)、(3)から(8)までの処分その他の不服申立てをすることができる処分をする場合には、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第82条に基づき、不服申立てをすることができる旨等を書面で教示しなければならないことに留意する。

(3) 行政事件訴訟法との関係

組合等に対し上記Ⅵ-1-1(1)、(3)から(8)までの処分その他の取消訴訟を提起することができる処分をする場合には、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第46条に基づき、取消訴訟の提起に関する事項を書面で教示しなければならないことに留意する。

Ⅵ-3 意見交換制度

不利益処分を行おうとする場合、行政手続法に基づく聴聞又は弁明の機会の付与の手続の前に、組合等からの求めに応じ、県と組合等との間で、複数のレベルにおける意見交換を行うことで、行おうとする処分の原因となる事実及びその重大性等についての認識の共有を図ることが有益である。

Ⅵ-3-2 監督手法・対応

法第122条第1項に基づく報告徴求命令に係るヒアリング等の過程において、不利益処分が行われる可能性が高いと認識した組合等から、団体支援課の幹部(注1)と当該組合等の幹部との間の意見交換の機会の設定を求められた場合(注2)であって、団体支援課が当該組合等に対して聴聞又は弁明の機会の付与を伴う不利益処分を行おうとするときは、緊急に処分をする必要がある場合を除き、聴聞の通知又は弁明の機会の付与の通知を行う前に、行おうとする不利益処分の原因となる事実及びその重大性等について認識を共有するための意見交換の機会を設けることとする。

(注1) 団体支援課の幹部は団体支援課の課長補佐の職位以上の職員とする。

(注2) 組合等からの意見交換の機会の設定の求めは、団体支援課が、当該不利益処分の原因となる事実についての法第122条第1項に基づく報告書等を受理したときから、聴聞の通知又は弁明の機会の付与の通知を行うまでの間になされるものに限る。

Ⅵ-4 不利益処分の公表に関する考え方

上記Ⅵ-1-1(3)から(8)までの不利益処分については、他の組合等における予測可能性を高め、同様の事案の発生を抑制する観点から、財務の健全性に関する不利益処分等の公表により組合等の経営改善に支障が生じるおそれのあるものを除き、処分の原因となった事実及び処分の内容等を公表することとする。